

議案第 96 号

平成30年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度流山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,742,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		1,045,272	8,885	1,054,157
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,045,271	8,885	1,054,156
補正されなかった款項に係る額		14,688,420	0	14,688,420
歳 入 合 計		15,733,692	8,885	15,742,577

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		268,835	8,885	277,720
	1 総 務 管 理 費	235,506	8,885	244,391
補正されなかった款項に係る額		15,464,857	0	15,464,857
歳 出 合 計		15,733,692	8,885	15,742,577

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市税等納付コールセンター事業	自 平成30年度 至 平成33年度	12,375千円以内と消費税及び地方消費税の合計額

平成30年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算(第2号)事項別明細書

1 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	節		説明
		区分	金額	
1 一般会計繰入金	8,885 (1,045,271) (1,054,156)	3 職員給与費等繰入金	8,885	・職員給与費等繰入金追加 〔保険年金課〕 8,885
項計	8,885 (1,045,271) (1,054,156)			
款計	8,885 (1,045,272) (1,054,157)			
歳入合計	8,885 (15,733,692) (15,742,577)			

2 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源	一般財源	一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	8,885			8,885	3 職員手当等	8,555	
	(231,620)			繰入金	4 共済費	330	
	(240,505)			8,885			
				8,885			1 職員人件費 8,885
				8,885			(1) 一般職人件費 [人材育成課] 8,885
							職員手当等追加 (8,555)
							共済費追加 (330)
項 計	8,885			8,885			
	(235,506)						
	(244,391)						
款 計	8,885			8,885			
	(268,835)						
	(277,720)						
歳出合計	8,885			8,885			
	(15,733,692)						
	(15,742,577)						

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補 正 後	21		67,230	54,740	121,970	36,480	158,450	
補 正 前	21		67,230	46,185	113,415	36,150	149,565	
比 較	0		0	8,555	8,555	330	8,885	

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末・勤勉 手当	児童手当	管理職員 特別勤務 手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	952	4,989	2,466	1,955	17	15,159	12		1,115	27,430		645
	補正前	552	4,989	2,466	1,905	17	8,159	12		555	27,230		300
比 較	400	0	0	50	0	7,000	0		560	200		345	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考	
職員手当等	8,555	給与改定に伴う増減分	364	勤勉手当の支給月数の改定等に伴うもの	勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ
		その他の増減分	8,191	時間外勤務手当の増額及び職員の配置替え等に伴うもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	271,358
	平均給与月額 (円)	313,442
	平均年齢 (歳)	34.06
補 正 前	平均給料月額 (円)	264,300
	平均給与月額 (円)	291,665
	平均年齢 (歳)	34.10

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度	
		一 般 行 政 職 (円)	
補 正 後	高 校 卒	153,000	一般職 148,600
	大 学 卒	187,200	総合職 185,200
			一般職 180,700
補 正 前	高 校 卒	150,500	一般職 147,100
	大 学 卒	184,800	総合職 183,700
			一般職 179,200

ウ 級別職員数

区 分	級	一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	2	11.8
	2 級	7	41.1
	3 級	(2)	(100.0)
		1	5.9
	4 級	3	17.6
	5 級	2	11.8
	6 級	2	11.8
	7 級		
	8 級		
	計	(2)	(100.0)
17		100.0	
補 正 前	1 級	3	16.7
	2 級	7	38.9
	3 級	(2)	(100.0)
		3	16.7
	4 級	1	5.5
	5 級	3	16.7
	6 級	1	5.5
	7 級		
	8 級		
	計	(2)	(100.0)
18		100.0	

備考：補正後：ほか、(専門職)保健師2人
 補正前：ほか、(専門職)保健師1人
 注：()内は再任用短時間勤務職員外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	事務員	主 事	主任主事	主 査	係 長	課長補佐		

工 昇給

区 分	全 職 種			
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	2 1	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 7	
	号 給 数 別 内 訳	4号給	(人)	1 5
		8号給	(人)	2
	比 率	(B) / (A) (%)	8 1 . 0	
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	2 1	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 9	
	号 給 数 別 内 訳	4号給	(人)	1 6
		8号給	(人)	3
	比 率	(B) / (A) (%)	9 0 . 5	

才 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.125	2.325	4.45	有	
補 正 前	2.125	2.275	4.40	有	
国 の 制 度	2.125	2.325	4.45	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続者 (月分)	25年勤続者 (月分)	35年勤続者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	平成30年4月1日 から適用
国の制度(支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	平成30年1月1日 から適用

キ 地域手当

支給対象地域	-
支給率 (%)	7.3
支給対象職員 (人)	21
国の指く基準に 基づき支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職
給料総額に対する比率 (%)	0.008
支給対象職員 (平成30年10月1日現在)の比率 (%)	4.8
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収手当

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異 な る	<p>国 借家の場合 家賃12,000円以下 支給なし 家賃12,000円を超える場合 27,000円を限度に支給</p> <p>本市 借家の場合 家賃11,500円以下 支給なし 家賃11,500円を超える場合 27,000円を限度に支給</p>
通勤手当	異 な る	<p>国 交通機関等を利用する場合 月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券等の価額を半年ごとに支給 自動車等を利用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給</p> <p>本市 交通機関等を利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な定期券等の価額を半年ごとに支給 自動車等を利用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給</p>

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			千円		千円	千円	千円	千円	千円
市税等納付コールセンター事業	12,375千円以内と消費税及び地方消費税の合計額			自平成30年度至平成33年度	13,572			13,572	